

老人保健制度が変わります！

老人保健制度は、75歳以上の人および65歳以上75歳未満で寝たきりなどの高齢者の医療機関受診負担を軽くし、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

今回、公的年金等控除の見直し・高齢者控除の廃止・高齢者に係る住民税非課税措置の廃止など、さまざまな税制改正が行われたことにより、平成18年8月から所得区分の判定基準が見直されます。それに伴い、所得区分が上がる方のために経過措置（平成18年8月から2年間）がとられます。さらに平成18年10月から老人保健法改正により、医療機関受診時の自己負担が見直されます。 問い合わせ 高齢福祉課 大島・三宅 ☎26-2111（内線124・123）

平成18年8月から所得区分の判定基準が変わります！

所得区分に応じて自己負担割合などが異なりますが、その所得区分を判定する基準が変わります。

所得区分	判定基準
一定以上所得者	同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人、または老人保健で医療を受ける人がいる人。ただし、70歳以上の人及び老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様に1割の負担となります。
一般	一定以上所得者、低所得、低所得のいずれにもあてはまらない人です。
低所得者	同一世帯の全員が住民税非課税である人（低所得以外の人）にあたります。
低所得者	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0となる人にあたります。

所得は毎年変わるため、所得区分の判定は毎年行われます。前年の課税所得により判定され、8月から新しい所得区分が適用されます。

平成18年10月から医療機関受診時の自己負担が変わります！

一定以上所得者の自己負担割合

現役並みの所得のある一定以上所得者の自己負担割合が、2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。

区分	9月30日まで	10月1日から
一定以上所得者	2割	3割
一般、低所得者	1割	変わりません

一般・一定以上所得者の自己負担限度額

1カ月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されず。その自己負担限度額が、低所得者に配慮しつつ、一部引き上げられます。

外来（個人ごと）の月額		
区分	9月30日まで	10月1日から
一定以上所得者	40,200円	44,400円
一般	12,000円	変わりません
低所得者	8,000円	変わりません
低所得者	8,000円	変わりません

外来と入院の合計額（世帯単位）の月額		
区分	9月30日まで	10月1日から
一定以上所得者	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合、40,200円）	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合、44,400円）
一般	40,200円	44,400円
低所得者	24,600円	変わりません
低所得者	15,000円	変わりません

療養病床に入院する場合の食事・居住費の負担

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食材費相当のみを負担していましたが、介護保険との負担の均等を図る観点から、所得に応じて食費と居住費を負担することになります。負担額は介護保険と同額になります。所得の低い人は負担が軽減されます。

区分（1カ月当たり食費と居住費）	金額
一定以上所得者・一般	食費 約42,000円 居住費 約10,000円
住民税非課税世帯（区分）	合わせて約30,000円
年金受給額80万円以下等（区分）	合わせて約20,000円
老齢福祉年金受給（区分）	合わせて約10,000円

人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊椎損傷（四肢まひが見られる状態）難病等の患者については、現行どおり食材費相当のみの負担となります。現行は、表『入院時の食事代の標準負担額（一食あたり）』をご覧ください。

ご存知ですか？「限度額認定・標準負担額認定証」

恵那市老人保健受給者で区分・区分に該当する方は、入院した時に医療費とその食事代の減額を受けることができます。（表をご覧ください。）

限度額適用・標準負担額認定証の交付には市役所高齢福祉課窓口と各振興事務所住民課窓口（岩村・山岡・明智・串原・上矢作）での申請が必要です。有効期限は申請月の属する初日から翌年の7月31日となっています。

区分 = 受給者の属する世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税である人。

区分 = 受給者の属する世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人。（年金の所得は控除額を80万円として計算します。）

表 入院時の食事代の標準負担額（一食あたり）

区分	負担額	
一般（下記以外の方）	260円	
区分	90日までの入院	210円
	90日以上入院（過去12カ月の入院日数）	160円
区分	100円	

こんなときには届出を！

健康保険証が変わったとき

・老人医療受給者が被保険者本人で、勤めている会社が変わった場合、もしくは、会社を辞めて国民健康保険に

ご意見ありがとうございました～恵那市バス等交通計画

市では、3月15日～4月20日にかけて「恵那市バス等交通計画」についてのご意見を募集しました。皆さんから40通、48件の意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。主な意見を恵那市の考えとともに紹介します。紙面に紹介できなかった意見は、市ホームページに掲載しています。

問い合わせ 商工観光課交通政策係（内線522）

ご意見の概要と市の考え（…市の考え）

山岡バスの存続要望について（22件）

山岡町西地区は生活圏が瑞浪市にあり、高校生の通学、老人の通院など必要であり、有料になっても、山岡-瑞浪間の運行の継続を希望します。

山岡のバスについては、平成18年10月から段階的な有料化を予定しており、運行本数については、現状通りの運行をしていきます。今後の運行本数、ダイヤについては、皆さんに乘っていただけるよう、地域の皆さんと協議していきます。

バスの増便、運行路線の新設など（7件）

恵那病院線の増便やルート変更、恵那峡方面から恵那病院へのルートの新設などを希望します。

バスの増便や新設路線については、利用状況や意見などを参考にしながら、地域とともに、皆さんに乘っていただき、効率よく運行ができるよう検討していきます。

停留所、待合所の設置（3件）

恵那警察署前、長島町中野愛宕橋、長島町永田地区でのバス停の設置や山中口でのバス停の待合所の設置を希望します。

バス停の設置については、道路状況、周辺状況に配慮しながら、道路管理者、警察署と協議し、可能であれば設置していくよう地域とともに検討していきます。待合所については、現在のところ市での設置は考えておりませんが、乗り継ぎ拠点となるような場所では、今後整備

加入した場合と新たな会社に勤めた場合。

・老人医療受給者が被扶養者で保険加入者本人が勤めている会社を変わった場合、もしくは会社を辞めて国民健康保険に加入した場合と新たな会社に勤めた場合。

住民登録に変更があった場合

・転入、転出した場合、住所移転した場合、死亡した場合など

交通事故にあたって老人医療受給者証を使いたい場合

・交通事故だけがをされて老人医療受給者証を使う場合、加害者・被害者にかかわらず、届出が必要となります。

届出がないと老人医療受給者証は使えません。全額自己負担となります。



などを含めて検討していきます。

デマンド型バスの運行（3件）

ケーブルテレビを活用して、バス利用者が事前に利用申し込みを行うシステムを構築し、ドアツードアで送迎するなどバスの効率的な運用ができるようにする。また、バス停とバス停の間で手を上げれば乗車できるようにする。

デマンド方式については、今後串原地区で実証実験を行い効率よい運行ができるよう検討していきます。フリー乗降区間の設定は、道路状況などを考慮し、交通量が少ない箇所など可能な範囲での実施に努めていきます。また、ドアツードアなどの運行は、現行の運行形態では実施できないため、新たな輸送手段として、今後研究し実証実験などを行いながら検討をしていきます。

バス車両（4件）

大型バスが満員の状況を見たことがないので、小型、低床バスでの運行をする。運行する時間帯によってバスの大きさを変える。

バス車両については、現在は朝夕の通勤通学などの最大人数に対応できるよう大型のバスでの運行となっています。また、車両は委託先のものを使用しているため、今後、車両更新時などに可能な範囲で小型化、低床化の車両となるよう、委託先へ働き掛けていきます。

スクールバス（4件）

大井町丸池地区から大井小学校、長島町桜台地区から西中学校へのスクールバスを運行してほしい。また現在利用されているスクール専用バスの一般利用を行い、利便性を図り子どもと大人の交流手段として活用する。

スクールバスや兼用利用については、教育委員会、PTAと協議していきます。

そのほか、バス利用の呼びかけ（1件） NPO法人による運行（1件） 運行に対する提案（3件）に関する意見を頂きました。

バス用語の解説 ①デマンド方式 = 利用者が電話などであらかじめバスの予約を行うことで、規定のバス路線の停留所以外でも迎えに行き利用することができる方式 ②フリー乗降 = 停留所以外の場所でも自由に乗降できる方式 ③ドアツードア = デマンド方式の一部で、利用者の戸口から、行きたい場所の戸口まで送迎するサービス